

神奈川県監査委員報告第 24 号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

令和 3 年 9 月 27 日

神奈川県議会議長 小 島 健 一 殿
神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
同 太 田 眞 晴
同 吉 川 知 恵 子
同 嶋 村 た だ し
同 てらさき 雄 介

第 1 監査の種類

財務監査（随時監査）

第 2 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第 3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第 4 監査実施箇所数

本庁機関 2 か所

第 5 監査実施日

令和 3 年 9 月 14 日

第 6 監査の実施内容

セーリングワールドカップシリーズ江の島大会実行委員会に対して実施した令和 2 年の財政援助団体等監査の結果を踏まえ、同実行委員会に対する県の負担金の支払手続等について確認する必要があると認められたことから、関係する本庁機関 2 か所において、当該支払手続等の状況を臨時に監査した。

第7 監査の結果

監査の結果、本庁機関2か所において不適切事項が2件認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

スポーツ局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
総務室	令和3年9月14日（令和3年7月7日職員調査）	支出事務において、READY STEADY TOKYOーセーリング及びセーリングワールドカップシリーズ江の島大会 2019 の運営に伴う艇移動に関する負担金1件、11,745,985円の支払に当たり、請求書に記載された振込口座が正当債権者であるセーリングワールドカップシリーズ江の島大会実行委員会名義の口座でなかったにもかかわらず、負担金受領に関する委任状の徴取などにより正当な口座であることを確認しないまま支払っていた。
セーリング課	令和3年9月14日（令和3年2月4日職員調査）	支出事務において、READY STEADY TOKYOーセーリング及びセーリングワールドカップシリーズ江の島大会 2019 の運営に伴う艇移動に関する負担金1件、11,745,985円の支払に当たり、請求書に記載された振込口座が正当債権者であるセーリングワールドカップシリーズ江の島大会実行委員会名義の口座でなかったにもかかわらず、負担金受領に関する委任状の徴取などにより正当な口座であることを確認しないまま支払っていた。